

子どもの権利に関する条例を考える市民ワークショップ等運営業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

子どもの権利に関する条例を考える市民ワークショップ等運営業務委託

2. 目的及び内容

別紙「子どもの権利に関する条例を考える市民ワークショップ等運営業務委託仕様書」  
のとおり

3. 契約期間

契約締結日 から 令和6年2月29日まで

4. 提案上限額

2, 700, 000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示すものであり、  
契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5. 採用理由・実施形式

「(仮称)石狩市子どもの権利に関する条例」の制定に向けて、市域での機運を高めるととも  
に、条例の素案（骨子）の検討にあたり、市民から広く意見を聴取するため、市民の参加  
による「子どもの権利に関する条例を考える市民ワークショップ」を実施する。

本業務は、市民参画に関する経験と地方自治体のまちづくりに関する専門知識を有する  
事業者の支援を得ることで、ワークショップの企画、運営等の業務を円滑かつ効果的に実施  
するため、公募型プロポーザルにより選定し提案を求める。

6. 募集方法

市ホームページにより募集を行う。

7. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者）は、参加表明書の提出日において、次に掲げる  
全ての要件を満たす企業とする。

- (1) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (2) 石狩市の定める指名停止基準に基づく指名停止措置を受けている若しくは今後受け  
ることが明らかであるもの又は国及び他の地方公共団体において指名停止の措置を受け  
ている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に  
該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生  
法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこ  
と。

(6) 石狩市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 20 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員、又は第 3 号に規定する暴力団関係事業者に該当していないこと。

(7) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

## 8. 参加表明に関する事項

### (1) 提出書類

①参加表明書（様式 1）

②会社概要（様式 2）

③令和 4・5 年度石狩市競争入札参加資格者登録名簿に登載されていない者の場合は、次に掲げる書類（写し可）

ア. 登記簿謄本

イ. 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書：直近 2 年度決算分）

ウ. 国税の納税証明書その 3 の 3（法人税及び消費税・地方消費税）

エ. 市税の納税証明書（法人市民税及び固定資産税：直近 2 年度分）※該当がある場合のみ

※ア、ウ、エに掲げる書類は、申請時において交付から 3 か月以内のものであること。

### (2) 提出期間

令和 5 年 5 月 16 日（火）午後 5 時 15 分まで（平日持参、郵送ともに必着）

### (3) 提出先

「18. 担当部局（書類提出先・問合せ先）」に提出すること。

### (4) 提出方法

持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかに限る）

## 9. 質疑の受付と回答

### (1) 受付期間

令和 5 年 5 月 8 日（月）午後 5 時 15 分までとする。

### (2) 提出方法と書類

質問書（様式 3）により作成の上、電子メールで提出すること。

なお、質問書を提出した際は、電話により提出した旨を報告すること。

### (3) 回答方法

すべての質問に対する回答は、令和 5 年 5 月 12 日（金）午後 5 時 15 分までに市のホームページで回答する。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、質問者全員に別途連絡を行う。

## 10. 企画提案書に関する事項

### (1) 提出書類

①企画提案書（様式 4 及び任意様式）

・表紙及び目次を付し、基本的に仕様書の「業務内容」の順番で記載すること。

・様式の定めのないものについては、原則A4版縦、横書きとする。なお、図表等について、必要に応じてA3版横も可とする。

・表紙、目次等を含めて1部につき両面20ページ以内とし、ページ番号を付けること。また、2穴とじファイリングができるよう左綴形式とすること。

②類似業務実績書（様式5）

③事業見積書及び内訳書（任意様式）

④業務実施体制（組織体制、人員体制等）（任意様式）

⑤スケジュール（任意様式）

⑥添付書類（必要に応じて）

※上記の他、石狩市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

## (2) 提出方法

平日午後5時15分までに持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかに限る）

## (3) 企画提案書等の提出期限

令和5年5月22日（月）午後5時15分まで（必着）（持参、郵送ともに必着）

(4) 提出部数 正本1部、副本10部（副本については複写可）

## (5) 提出書類の変更の禁止

提出期限後において、提出書類の差し替え、再提出はできない。

## (6) 重複提案の禁止

提案は1事業者につき1つとする。複数の提案は認めない。

## (7) 著作権の帰属等

提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提出書類の内容を石狩市が無償で使用できるものとする。提出書類に含まれる第三者の著作権の使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しない。

## (8) 提案の辞退

書類の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の石狩市との契約等に不利益な扱いをするものではない。

## 11. プレゼンテーション審査の実施

提出書類の内容について、次のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

### (1) プレゼンテーション審査の実施

審査日：令和5年5月30日（火）午前を予定 ※時間、場所は、別途通知する。

### (2) プレゼンテーションにかかる留意事項

① 説明は、提出書類の記載内容を逸脱しないものとする。

② プレゼンテーションの時間は1者あたり30分程度（プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度）を予定。パソコンの設定時間は除く。

- ③ 提案者からの出席は3人程度とする。なお、本事業契約後に本事業を統括し、実務にあたる主担当者は必ず出席すること。
- ④ 提出書類以外に別途使用する資料がある場合は、プレゼンテーション当日に10部持参すること。
- ⑤ 電源、大型モニターまたはスクリーン、HDMI ケーブル、RGB ケーブル、プロジェクター、パソコンは本市で用意する。なお、参加者がパソコンを持参することも可能である。※会場に用意するノートパソコンはネット環境を有しない。

## 12. 優先交渉権者の選定

### (1) 選定方法

提出された書類及び企画提案に係るプレゼンテーションをもとに審査を行う。

下記(2)に示す審査基準に基づいて採点した結果、最も評価点が高い提案者を優先交渉権者とし、次に評価点が高い提案者を次点者として市が選定する。ただし、評価点が60%未満の場合には不採用とする。

本プロポーザルに関して、提案者が1事業者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。その場合も、評価点が60%未満の場合には不採用とする。優先交渉権者の選定において、同点の提案者が複数あった場合は、価格点を除いた評価点が高い提案者を上位とする。

※評価点が60%未満の場合とは、評価を行った委員の評価点の合計が総配点(審査委員会の委員1人あたり100点×評価を行った委員数)の60%未満の場合をいう。

### (2) 審査基準

審査項目と配点は、次のとおりとする。

#### ①業務の理解度

- ・本市の示した業務目的を理解した上で提案しているか。10
- ・提案されたスケジュールは実現可能で、作業が効率的・効果的に実施されるか。10

#### ②業務の企画

- ・運営・企画内容が本市のニーズに合っているか。10
- ・企画内容に独自性があり、新たな視点からの工夫があるか。10

#### ③業務の実施

- ・同種・類似業務の実績は十分か。10
- ・本業務遂行に十分な組織体制が整っており、柔軟な対応が可能か。10
- ・ワークショップに参加する大人や子どもを集める方法は十分か。10
- ・資料の作成や報告書は、市の現状や課題を把握し、市民から出された意見から子どもの権利条例検討に反映すべきものとなっているか。10

#### ④価格提案

- ・本業務に係る見積金額業務コストは妥当か。また、仕様書・提案内容との整合性はとれているか。10

⑤企画提案書に係るプレゼンテーションは分かりやすく明確な説明であったか。また、質疑に的確に回答ができていたか。10

合計（審査委員1人あたり） 100

### 13. 選定結果の通知

選定結果は、書面により令和5年6月上旬頃に提案者全員に通知する。

### 14. 選定結果の公表

選定結果について、次の項目を市ホームページで公表する。

- (1) 業務名
- (2) 参加者数
- (3) 選定された者の名称
- (4) 審査結果（各提案者の評価点）

### 15. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出書類が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限が本要領に適合していないとき。
- (2) 提出書類の作成形式等が本要領に適合していないとき。
- (3) 虚偽の申請を行ったとき。
- (4) プロポーザルの手続きの過程（公告開始から契約締結まで）で、前記6参加資格の規定に抵触することが明らかとなったとき。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (6) プレゼンテーションに出席しなかったとき。
- (7) 見積書の金額が、提案限度額を超過しているとき。

### 16. 契約

優先交渉権者と契約に関する協議を行い契約を締結する。令和5年6月上旬までに優先交渉権者と契約に至らない場合は、次点者と契約に関する協議を行い契約を締結する。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

### 17. その他留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 優先交渉権者の選定後に管理者及び担当者を変更することはできないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更する必要がある場合は市と協議すること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 石狩市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの優先交渉権者選定前

において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。

18. 担当部局（書類提出先・問合せ先）

石狩市保健福祉部子ども政策課

〒061-3292 北海道石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2

電話：0133-72-3631（直通）

FAX：0133-75-1340

E-mail：k-ssk@city.ishikari.hokkaido.jp